

事 務 連 絡
平成 29 年 3 月 1 日

介護保険事業者 各位

富津市健康福祉部介護福祉課

介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所指定について

平成 28 年 12 月 7 日に実施した、富津市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者説明会において説明した、事業者指定の取り扱いを一部変更したため、以下のとおり通知します。

記

説明会にて、「富津市以外に所在する事業所を指定することは想定していない」旨説明をしましたが、富津市が市外事業所を指定しない場合、総合事業移行前まで当該事業所を利用していた富津市の被保険者や、要介護認定を受けていた被保険者が、更新により要支援認定を受けた場合など、当該被保険者が当該事業所を継続して利用することが出来なくなる点を考慮し、「富津市以外に所在する事業所にあっても一律に総合事業の指定を行う」ことといたします。